

施工者希望型週休2日工事の実施について

長野県では、建設工事の現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保に資するため、平成27年度から「週休2日を確保するモデル工事」を実施してきたところですが、さらなる週休2日の拡大に向け、平成30年度から「施工者希望型週休2日工事」に取り組むこととしました。

主な取組内容

- 平成30年4月1日以降に県が入札公告を行う全ての工事※において、週休2日の推進が図られるよう適切な工期を設定します。
- 本工事の実施にあたっては、受注者が希望する場合のみ適用され、週休2日の実施が認められた場合、間接工事費の補正及び工事成績評定での加点を行います。

※ 災害復旧工事及び機械設備工事を除く。

「週休2日」の定義

本工事の着手から完了までの期間の土曜日、日曜日、祝日を現場閉所すること（完全週休2日）又は7分の2の日数を計画的に現場閉所すること（週休2日相当）。

ただし、工場製作のみの期間及び工事全体の一時中止期間を除く。

施工者希望型週休2日工事実施要領

(主旨)

第1 この要領は、建設現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保に資するため、施工者希望型週休2日工事の実施にあたり必要な事項を定める。

(対象工事)

第2 平成30年4月1日以降に県が入札公告を行う全ての工事を対象とし、受注者が希望する場合に週休2日を実施するものとする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 災害復旧等の緊急を要する工事
- (2) 機械設備工事（建築工事を除く）

(用語の定義)

第3 週休2日とは、完全週休2日又は週休2日相当のことをいう。

- 2 完全週休2日とは、工事着手日からしゅん工届日までの期間から工場製作及び工事全体の一時的中止期間を除いた期間の土曜日、日曜日、祝日を現場閉所日とすることをいう。
- 3 週休2日相当とは、工事着手日からしゅん工届日までの期間から工場製作及び工事全体の一時的中止期間を除いた期間の7分の2の日数を現場閉所日とすることをいう。
- 4 現場閉所日とは、予め定めた休工日のことをいい、降雨・降雪等による予定外の休工日は含めない。^{注1)}
- 5 休工日とは、1日を通していずれの現場作業も実施しない日のことをいう。^{注2)}

(受注者の取組)

第4 受注者は、週休2日の実施を希望する場合は、工事着手前にその旨を監督員に通知する。

- 2 受注者は、施工計画書^{注3)}に現場閉所日を明示する。
- 3 受注者は、現場閉所日として定めた日にやむを得ず作業を行う場合は、振替の現場閉所日を設定し、前日までに監督員と協議し承諾を得る。
- 4 受注者は、別紙の定めにより、週休2日を実施する工事である旨を工事現場において明示する。

(発注者の取組)

第5 発注者は、週休2日を実施する上で必要な工期の設定を行う。

- 2 監督員は、受注者から第4第1項の通知があった場合、これを受理する。
- 3 監督員は、施工計画書により現場閉所日を確認する。
- 4 監督員は、受注者から第4第3項の協議があった場合は、その理由が妥当と判断された場合に限りこれを承諾する。
- 5 監督員は、第4第4項の状況を確認する。
- 6 監督員は、工事記録により現場閉所の実施状況を確認する。
- 7 発注者は、受注者が週休2日を実施したと認めた場合、各部で定めた取扱いに

基づき、間接工事費を補正する。

8 総括監督員等は、週休2日の実施状況に応じた工事成績評定を行う。

注1) 降雨・降雪等による休工日が4週当り4日を超過する場合には、超過分の休工日を現場閉所日として認めることとする。

注2) ただし、以下の行為は現場作業に該当しないものとする。

- ・通行規制に伴う交通誘導
- ・現場の安全確認（防犯、防火等）のための見回り

注3) 建築工事の場合は総合施工計画書とする。

附則

この要領は平成30年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。

(別紙)

工事現場における週休2日の実施の明示について

- 1) 明示方法
下図を参考に掲示板を作成し工事現場に設置することとする。
- 2) 明示内容
「週休2日を実施する旨」、「現場閉所日」、「発注者、受注者の連絡先」を明記する。
- 3) 掲示板の大きさ
工事件名板 (1.1m×1.4m) 程度とする。
- 4) 設置位置
現場内及び近傍の工事関係者及び公衆が見やすい場所であつ第三者等へ危害を与えない場所とする。
- 5) 掲示板に関する費用
各部の積算基準に基づき定めた取扱いにより計上するものとする。

例1 完全週休2日の場合

「週休2日」で工事を実施します

この工事は、建設現場の働き方改革を推進するため、週休2日の実施に取り組みます。

現場閉所日

○年○月○日～○年○月○日の
土曜日、日曜日、祝日

発注者：○○建設事務所
Tel○○○-○○○-○○○○
受注者：○○建設(株)
Tel○○○-○○○-○○○○

例2 週休2日相当の場合

「週休2日」で工事を実施します

この工事は、建設現場の働き方改革を推進するため、週休2日の実施に取り組みます。

現場閉所日

6月	○日	○日	○日	○日	○日	○日	○日	○日	○日	
7月	○日	○日	○日	○日	○日	○日	○日	○日	○日	○日
8月	○日	○日	○日	○日	○日	○日	○日	○日	○日	○日
9月	○日	○日	○日	○日	○日	○日	○日	○日	○日	
10月	○日	○日	○日	○日	○日	○日	○日	○日	○日	○日
11月	○日	○日	○日	○日	○日	○日	○日	○日	○日	

発注者：○○建設事務所
Tel○○○-○○○-○○○○
受注者：○○建設(株)
Tel○○○-○○○-○○○○

図 掲示板参考図

週休2日の推進に向けた適切な工期の設定について

建設現場における週休2日の確保等のため、建設部発注の工事における工期の設定方法を改定し、平成30年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用します。

工期の設定方法は、「工程表の作成による設定方法（積上）」を基本とする。ただし、一般的な工事の場合は「標準工期算定式による設定方法」を用いることを可能とする。

1 工程表の作成による設定方法（積上）

以下の①～④を用いて工程表を作成し、工期を設定する。

- ① 準備期間 : 工種ごとに定められた最低必要日数以上を設定
- ② 施工期間 : 作業別の作業日数の合計 - 作業が重複する日数
作業別の作業日数 = 作業別の実働日数 + 作業別の雨休日数
= 作業別の実働日数 × 1.7
- ③ 現場固有の不稼働日数 : 雨休日数以外の作業不能日数
- ④ 後片付け期間 : 20日間を最低限必要な日数とし、工事ごとに設定

2 標準工期算定式による設定方法

(1) 公共土木施設災害復旧工事以外

$$\text{標準工期} = \text{準備期間} + A \times P^b$$

(2) 公共土木施設災害復旧工事

$$\text{標準工期} = \text{準備期間} + 0.83 \times A \times P^b$$

準備期間 : 工種ごとに定められた最低必要日数以上の日数を設定

P : 直接工事費(円)

A、b : 工種ごとに定められた係数

(注) 橋梁保全、共同溝等、トンネル、公園、ダム、フィルダム、電線共同溝、情報ボックス工事については適用外

<参考>

従来の標準工期と比較して、河川・道路構造物工事で約40日、鋼橋架設工事で約150日工期が増加する。

建設工事における 2 億円を境とする失格基準等の見直しについて

1 現状と課題

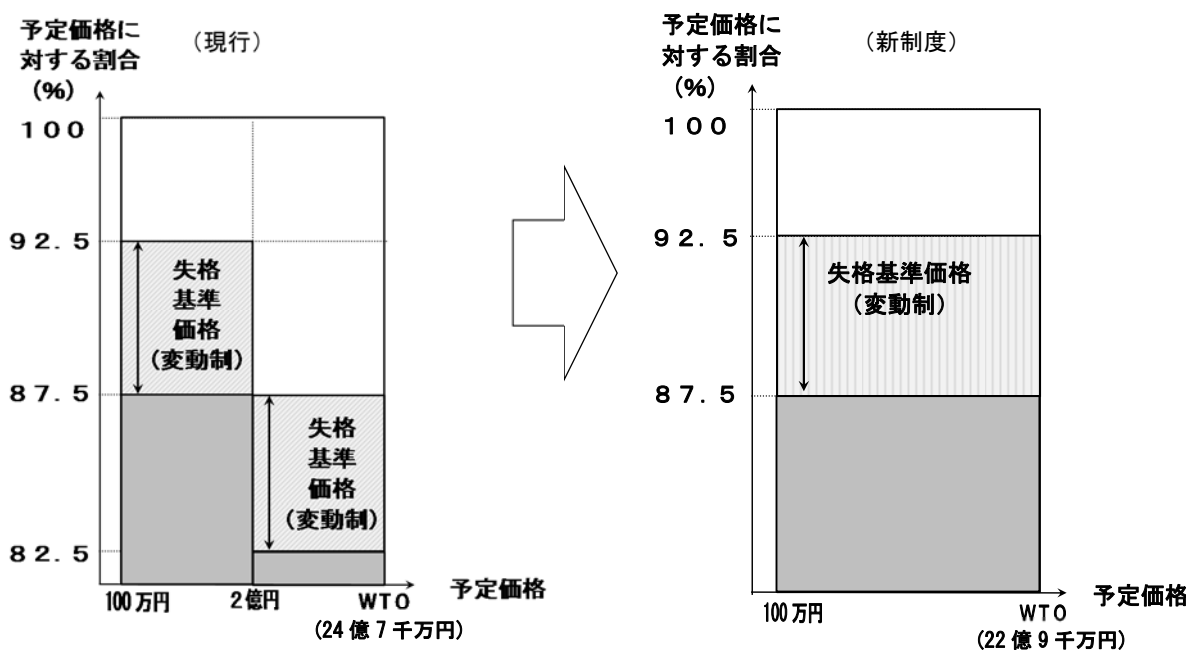
- (1) 予定価格 2 億円以上の建設工事については、2 億円未満の工事に比べコスト縮減の可能な幅が大きいとの観点から、平成 16 年度より失格基準を引き下げて運用してきたが、現時点で、その根拠は明確となっていない。
- (2) 発注者が予定価格を算出する積算基準は、工事費が高くなるほど、直接工事費の割合が大きく、諸経費の割合が小さくなる。このため、国や多くの自治体が用いている中央公契連モデル※では、工事費が高くなるほど、低入札価格調査基準が高く(=コスト縮減の幅が小さく)なる。
- (3) 今年度、(一社)長野県建設業協会が実施した受注実績調査では、2 億円以上の工事は、2 億円未満の工事と比べ、確保できた一般管理費率の平均が約 5.2%低い結果。

※工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル

2 見直しの内容

上記 1 を踏まえ、予定価格 2 億円以上の案件（WTO 案件を除く）においても、2 億円未満と同様の基準とする。

受注希望型競争入札における失格基準価格の設定範囲



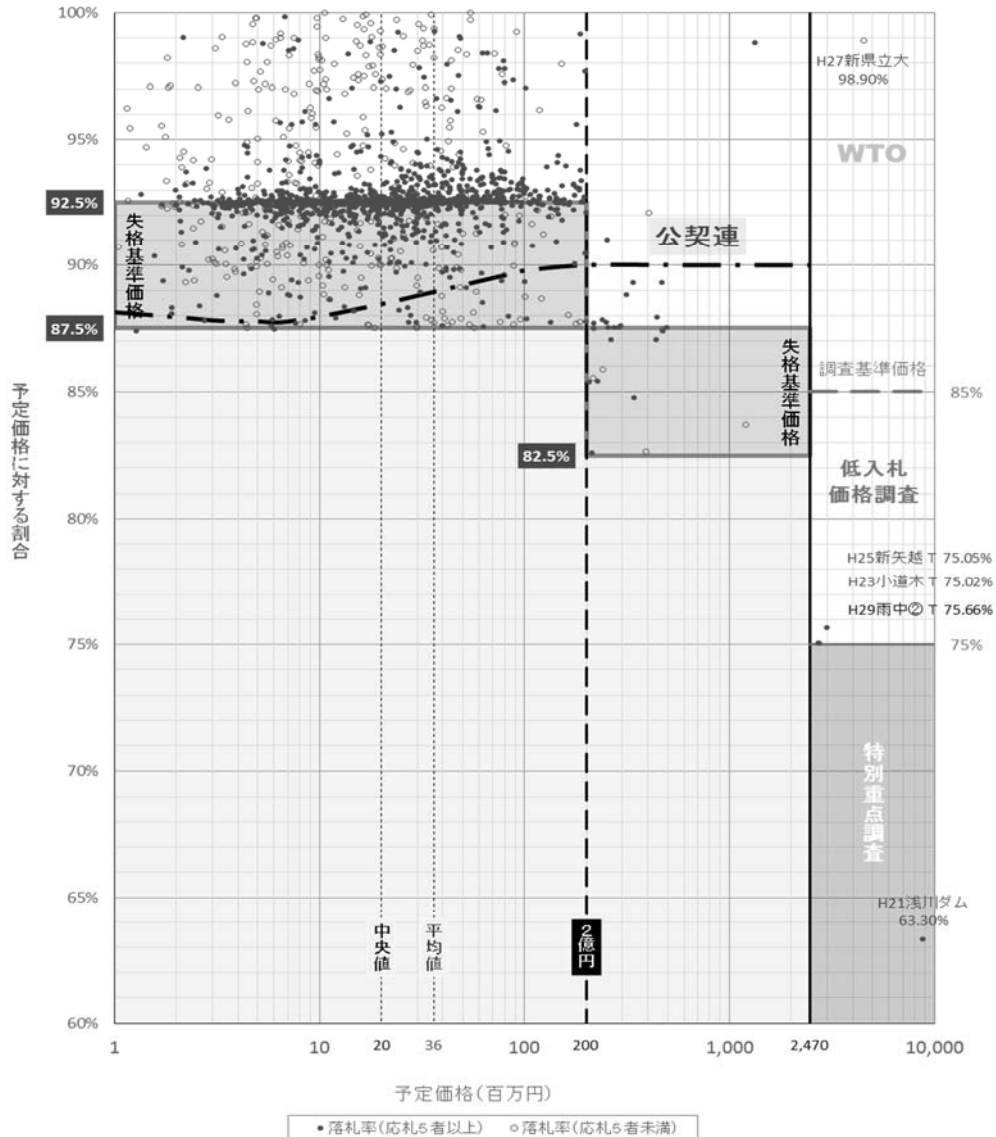
3 実施時期

平成 30 年 4 月の公告案件から適用

(参考)

1. 建設工事における低入札価格調査と落札率(H28)の関係

※WTOは過去10年



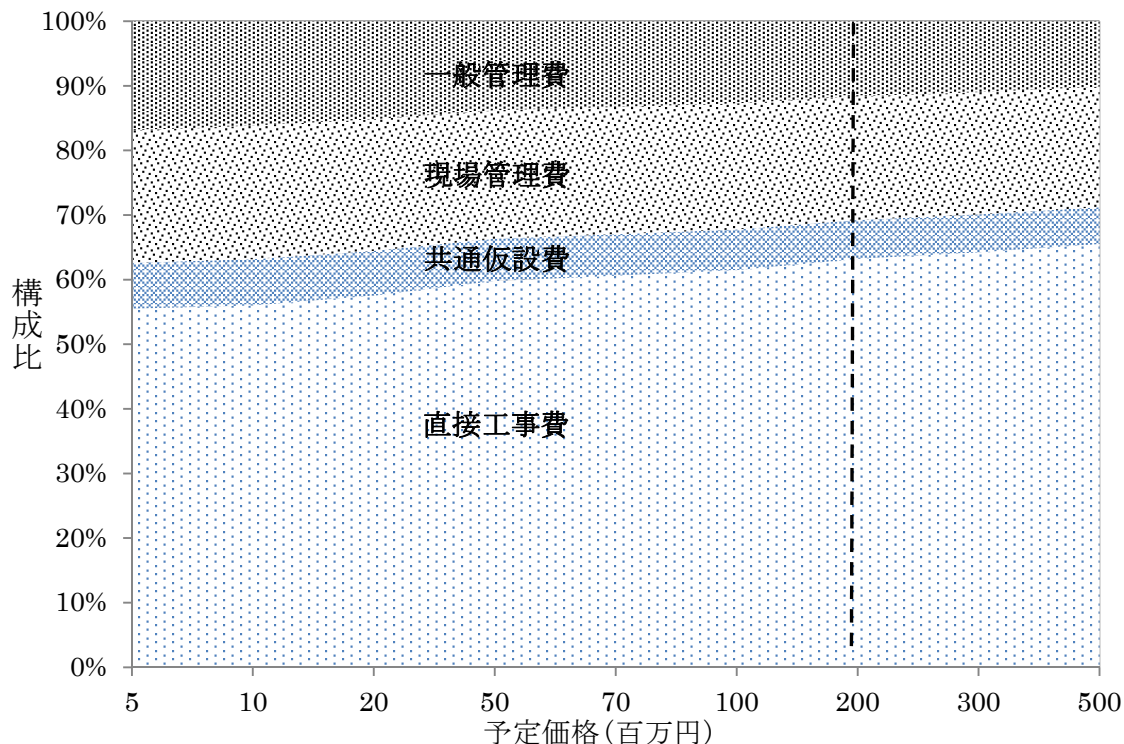
2. 失格基準価格等の変遷

予定価格	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
2億円未満	予定価格の75~80% (H16.12~)		同80~85% (H19.4~)		同85~90% (H21.5~)			同87.5~90% (H25.9~)		同87.5~92.5% (H27.4~)			
2億円以上~WTO	下位5者の平均値の80% (H15.4~)		下位8割の参加者の平均90% (H19.4~)			予定価格の80~85% (H23.4~)			同82.5~85% (H25.9~)		同82.5~87.5% (H27.4~)		
WTO	低入札価格調査を導入 (H15.4~)						低入札価格調査に特別重点調査を導入 (H23.7~)						

3. 平成27・28年度に竣工した長野県発注建設工事アンケート結果(建設業協会調べ)

区分	工事数	質問1 平均落札率(%)	質問2 一般管理費が 確保できた工事数	質問3 確保できた一般管理費 の平均(%)
5千万~1億円	31	92.94	21(67.7%)	7.4
1~2億円	21	93.32	18(85.7%)	7.8
2億円以上	11	88.89	5(45.5%)	2.6

4. 工事費の内訳



直接工事費

機械経費、労務費、材料費

共通仮設費

運搬費、準備費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費

現場管理費

工事を施工するにあたっての、労務管理費、安全訓練等に要する費用、租税公課、保険料、従業員給料手当等

一般管理費

企業が経営を維持するための費用で、役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、修繕維持費等

5. 公契連モデルによる低入札価格調査基準価格 (H29.4.1~)

【範囲】

予定価格の7.0/10~9.0/10

【計算式】

- 直接工事費 ×0.97
- | | |
|------|------|
| 機械経費 | 0.95 |
| 労務費 | 1.00 |
| 材料費 | 0.95 |
- 共通仮設費 ×0.90
- 現場管理費 ×0.90
- 一般管理費 ×0.55
- 上記の合計額×1.08

平成 30 年 3 月 長野県

建設工事における 総合評価落札方式の低入札価格調査について

1 現状と課題

総合評価落札方式とは、価格のみで落札者を決定せず、価格以外の要素も加えて総合的に評価し、最も優れたものを落札者とする制度。

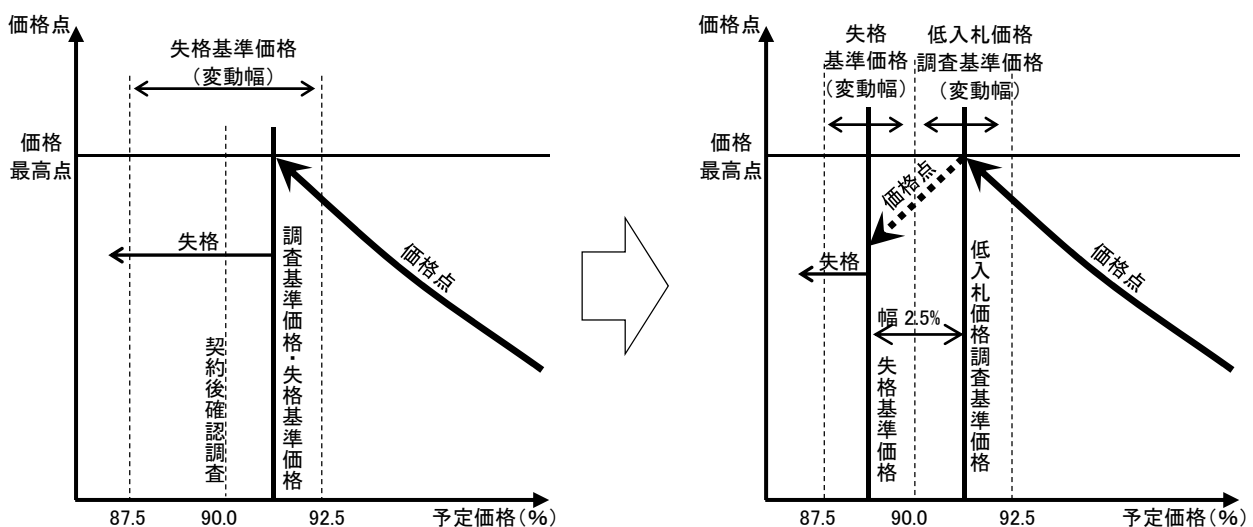
本県では、受注希望型競争入札（総合評価落札方式含む）の低入札価格調査において、変動制の調査基準価格（失格基準価格）を設け、これを下回った者は、調査を省略し失格としている。

平成 29 年 9 月 29 日付けで、総務省及び国土交通省から、「価格による失格基準の価格水準を調査基準価格と同額に設定することは、最低制限価格制度の適用と同義であることから行わないこととし、価格による失格基準と調査基準価格については、発注者の調査能力等に応じて、負担軽減にも配慮しつつ、適切な幅を設けること」と通知された。

2 見直しの内容

建設工事の総合評価落札方式において、変動制（予定価格の 90%～92.5%）の低入札価格調査基準価格を設け、失格基準価格は、調査基準価格から 2.5%相当額低く設定する。

見直しに伴い入札動向に大きな影響を与えないよう、調査基準価格未満の価格点は下図のとおり補正する。



3 実施時期

平成 30 年 4 月の公告案件から適用

総合評価落札方式の価格点等の考え方

予定価格(税込)	32,400,000円	
入札書比較価格	30,000,000円	
調査基準価格	27,450,000円	91.5%
失格基準額	26,700,000円	89.0%

	価格点	価格以外点	総合評価点
配点	86点	14点	100点

応札者名	入札額	応札率	価格点	価格以外点	総合評価点	備考
A者	25,800,000	86.0%	0	9.50	9.50	失格
B者	26,100,000	87.0%	0	10.00	10.00	失格
C者	26,400,000	88.0%	0	10.50	10.50	失格
D者	26,700,000	89.0%	83.65	9.50	93.15	↑
E者	27,000,000	90.0%	84.59	10.00	94.59	(低入調査対象)※
F者	27,300,000	91.0%	85.53	11.00	96.53	↓
G者	27,600,000	92.0%	85.53	11.50	97.03	落札候補者
H者	27,900,000	93.0%	84.61	9.00	93.61	
I者	28,200,000	94.0%	83.71	11.00	94.71	
J者	28,500,000	95.0%	82.83	8.00	90.83	
K者	28,800,000	96.0%	81.97	10.00	91.97	

※低入調査対象は落札候補者となったときのみ調査を行う

価格点の計算方法

(1) 調査基準価格以上

価格点 = 配点 × 調査基準価格(※1) / 入札価格(※2) [小数点以下第3位四捨五入2位止め]

(2) 調査基準価格未満

価格点 = 配点 × 入札価格 / 調査基準価格 [小数点以下第3位四捨五入2位止め]

※1 調査基準価格: 低入札価格調査基準価格

※2 入札価格: 各応札者の入札価格

平成 30 年 3 月 長野県

建設工事における低入札価格調査の実施について

1 現 状

- 現在、総合評価落札方式を含む受注希望型競争入札において予定価格の 90%未満（2億円以上は 85%未満）の契約案件においては「契約後確認調査」及び「技術者別途配置等」を実施している
- 今回、総合評価落札方式において、低入札価格調査基準価格と失格基準価格を分離することに伴い、調査基準価格未満の落札候補者に対して、適正な履行が行えるかの調査が必要となる

2 取組内容

総合評価を含む受注希望型の工事（予定価格 100 万円から WTO 適用基準未満）において、低入札価格調査基準価格未満で落札候補になった者に、下図のとおり、低入札価格調査等を行う。これに伴い契約後確認調査は廃止する

現 行

調査対象	予定価格2億円未満： 予定価格の90%未満の契約者 予定価格2億円以上： 予定価格の85%未満の契約者
○契約後確認調査	契約締結後、10日以内及び竣工時に調査書類提出 ^{注1)}
○技術者配置	契約額3,500万円 ^{※2)} 以上の工事：主任技術者と同等の技術者を別途配置 契約額3,500万円 ^{※2)} 未満の工事：主任技術者を専任配置 <small>※2 建築一式工事は7,000万円</small>
○落札候補者の辞退	可能 (落札候補者通知の翌日から起算して2日以内) 年2回以上の辞退で入札参加制限
注1)	書類不提出、虚偽記載等の場合 入札参加停止、工事成績点の減点

改 正

調査対象	低入札価格調査基準 ^{※1)} 未満の 落札候補者 <small>※1 受注希望型競争入札は予定価格の90%</small>
○低入札価格調査	落札候補者通知日の翌日から起算して2日 以内に調査書類提出 ^{注2)}
○技術者配置	同左
○落札候補者の辞退	可能 (同左) 年3回以上の辞退で入札参加制限
注2)	竣工時にも同様の調査書類を求める 書類不提出、虚偽記載等の場合 契約前：落札候補者取消し、入札参加停止 竣工時：入札参加停止、工事成績点の減点 調査の結果、適合した履行がされないと判断された場合 落札候補者取消し、入札参加制限

3 実施時期

平成30年4月の公告案件から適用

舗装工事における総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）の試行について

1 概要

近年舗装工事においては、失格基準上限値付近での同額入札が多数となっており、その結果、「受注希望型」の6割以上の案件では「くじ引き」により落札者を決定するなど、価格のみでは落札者が決まらない入札が常態化している。

このため、従来「受注希望型」としていた案件についても「総合評価」を活用することとし、価格以外の要素も加味して総合的に優れた者を落札者としていきたい。

「受注希望型」からの移行に当たっては、小規模事業者等の受注機会確保にも配慮し、従来の「総合評価」より評価項目を減らした「総合評価（簡易Ⅱ型）」を適用する。

2 試行内容

(1) 舗装工事の総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）の評価項目

評価項目		評価点	
① 工事成績	評価点 = 2点 × (工事成績点 - 65) / (最高工事成績点 - 65)	2.0	
② 施工体制	直営で施工する者(2.0点)	2.0	最大 4.0
	アスファルトフィニッシャーを自社保有する者(2.0点)		
③ 地域要件	対象工事と同一の市町村等に本社がある者(2.0点)	2.0	
	対象工事の近隣での工事实績を有する者(2.0点)		
④ 社会貢献	長野県又は長野県内市町村の道路除融雪の契約実績を有する者(2.0点)	2.0	
	県の小規模補修工事当番登録又は小規模維持補修工事を契約している者(2.0点)		
⑤ 技術者 配置	主任技術者を専任配置する場合(2.0点)	2.0	
	主任技術者に若手技術者(40歳未満)を配置する場合(2.0点)		
価格以外の評価点		6.0	
価格点		94.0	
総合評価点		100	

※ ①は必須、②～⑤2項目の中からは1項目選択し、②～⑤の計が4点となるように評価項目を選択する

※ 評価項目は、案件ごと定める

(2) 対象工事

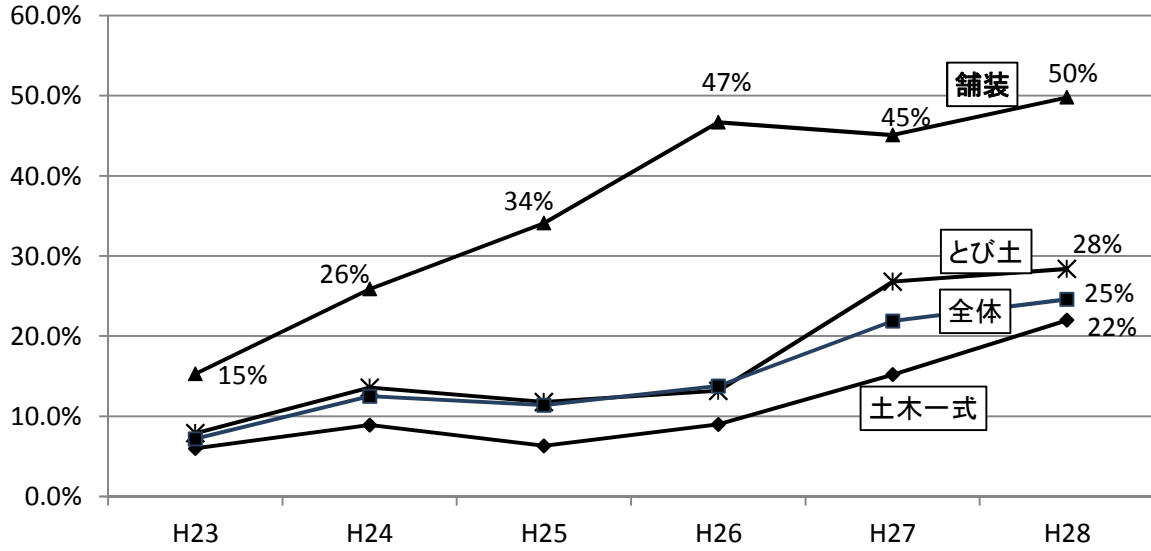
地域条件等を考慮しつつ、受注希望型競争入札で予定されている舗装工事(3,000万円未満)のうち半数程度を試行

3 試行開始時期

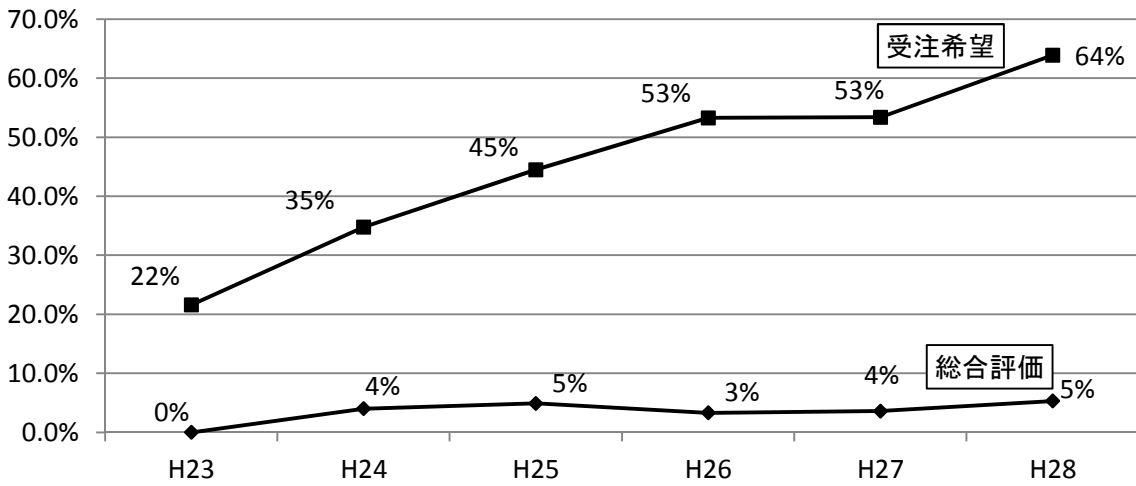
平成 30 年 1 月 9 日の公告案件から適用

(参考)

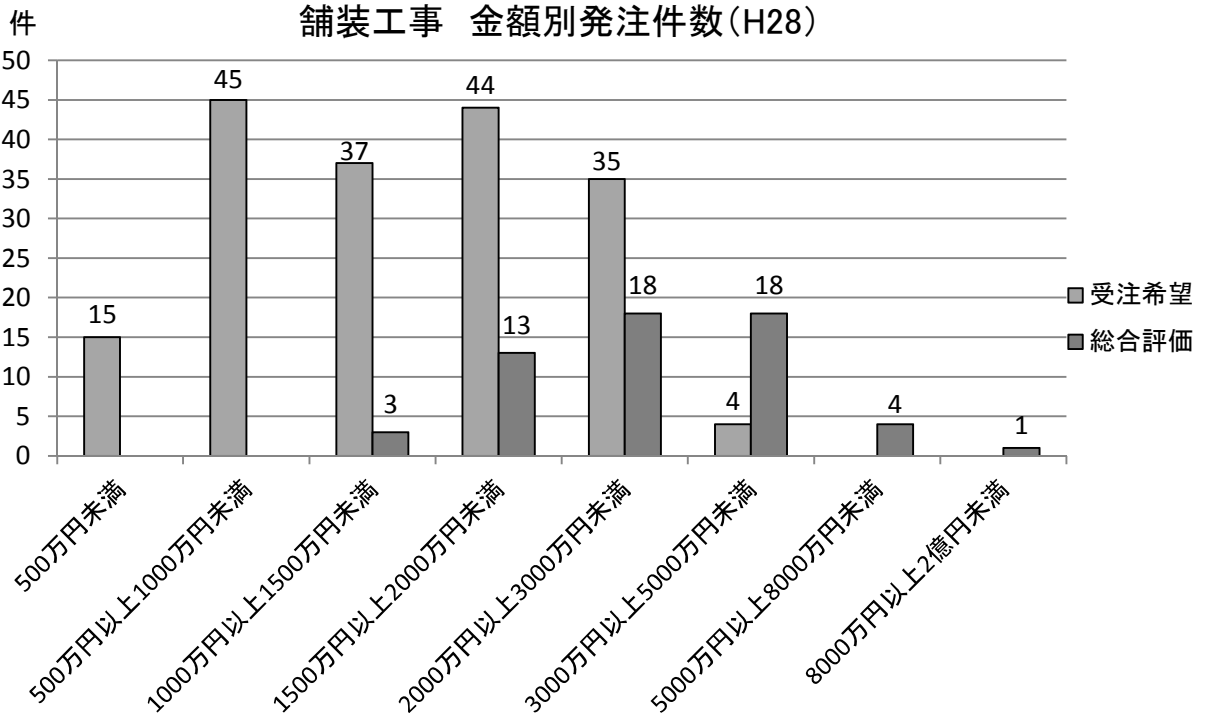
工種別くじ引き発生率の推移



舗装工事 くじ引き発生率の推移



舗装工事 金額別発注件数(H28)



①委託業務における総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）の 配点等の見直しについて

1 現状と課題

受注希望型競争入札でのくじ引きの多発を受け、平成29年6月より委託業務における総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）の試行を開始した。

12月末時点で184件が開札され、くじ引き発生率は受注希望型の66%に対し33%となっている。

半年間の試行結果を受け、各発注機関間の整合を図るとともに、受注者側からの要望も踏まえ、地域加点の評価の見直しを行う。

2 見直しの内容

下記のとおり改正する。

評価項目と配点

	評価項目	評価点	
		現行	改正
1	業務成績 過去2年間（5件未満は4年間の平均点） 《計算式》業務成績点=2.0×（当該社業務成績点-60）/（最高業務成績点-60）	0.00～ 2.00	同左
2	管理技術者等手持ち業務量 管理・主任技術者：1業務につきマイナス0.2点 照査・担当技術者：1業務につきマイナス0.1点	-2.00～ 0.00	同左
3	地域加点（企業の所在地）	0.00～ 2.00	0.00～ 1.00
	①業務箇所の近傍（10広域をさらに細分化した地域内）	2.00	廃止
	②業務箇所と同一10広域内	1.50	1.00
	③業務箇所と同一4広域内	1.00	0.75
	④県内に本店がある者	0.50	0.50
	価格以外の評価点	-2.00～ 4.00	-2.00～ 3.00
	価格点 《計算式》配点×最低価格/入札価格	96.00	97.00
	総合評価点	100.00	100.00

地域加点の最小単位

測量：②10広域（1.00点）

建設・補償コンサルタント：②10広域（1.00点）または③4広域（0.75点）

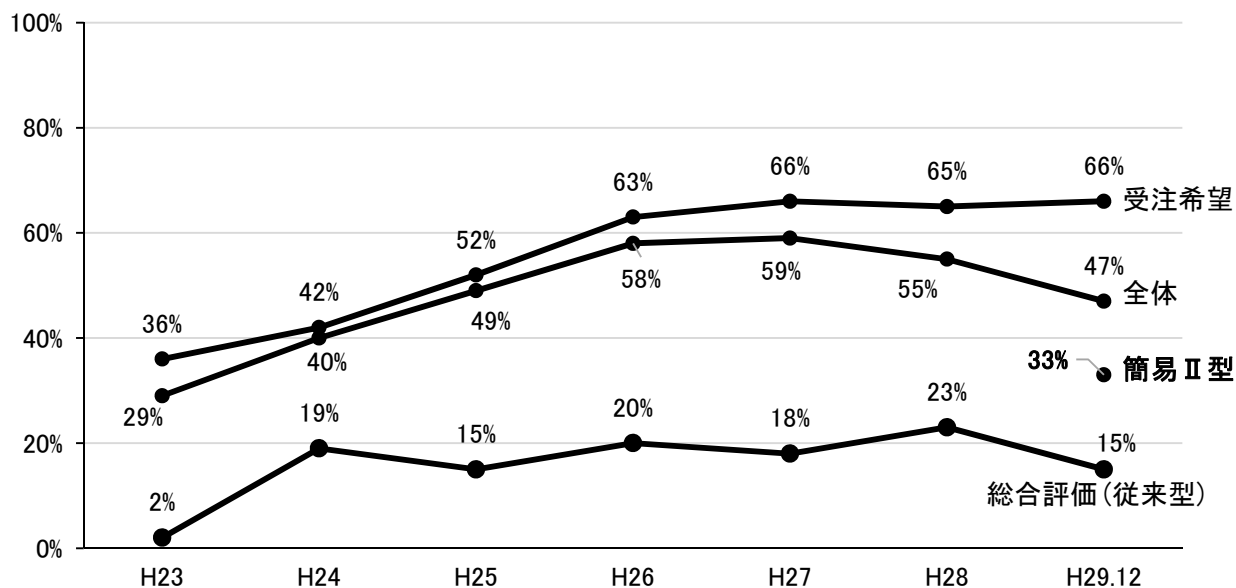
地質調査：③4広域（0.75点）

3 実施時期

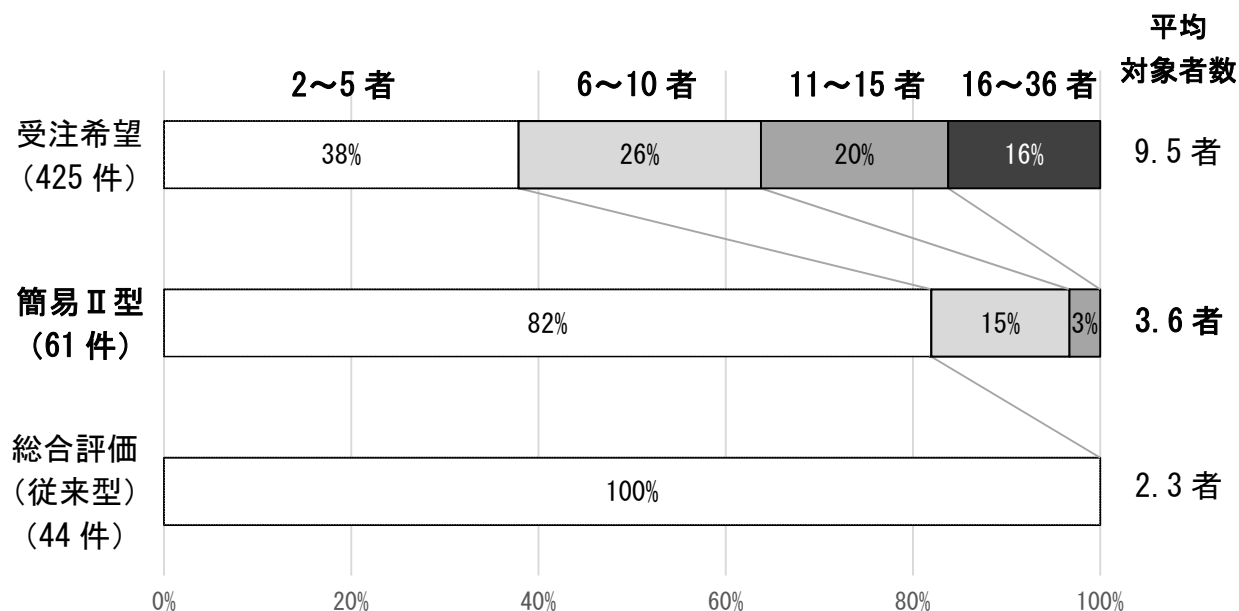
平成30年4月の公告案件から適用

(参考)

1 くじ引き発生状況の推移 (H29. 4月～12月開札分)



2 くじ引き発生案件におけるくじ引き対象者数 (H29. 4月～12月開札分)



3 地域加点の設定実績

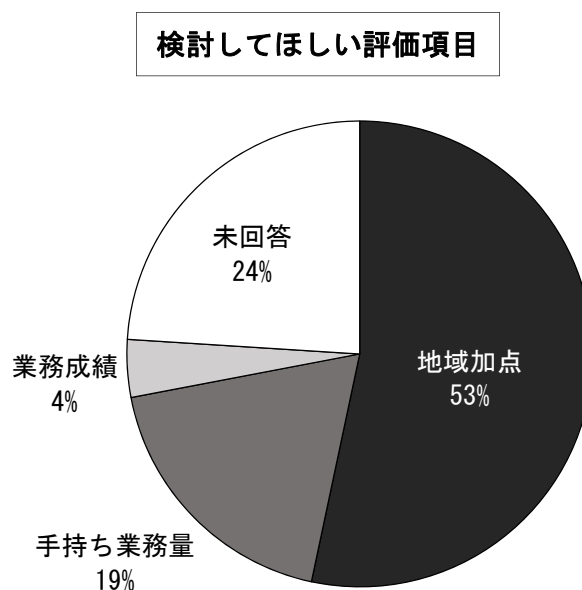
4 広域	10 広域	発注機関	地域加点の最小単位			
			測量	建設 コンサルタント	補償 コンサルタント	地質調査
東信	佐久	佐久建設事務所	○	○	○	
	上田	上田建設事務所	○	○	○	△
南信	諏訪	諏訪建設事務所	○	○	△	△
	上伊那	伊那建設事務所	◎	◎	◎	△
	南信州	飯田建設事務所	○	○	○	○
中信	木曾	木曾建設事務所	○	△	△	△
	松本	松本建設事務所	◎		◎	
		安曇野建設事務所	◎	◎		◎
	北アルプス	大町建設事務所	○	△	△	△
北信	長野	千曲建設事務所	◎	○		○
		須坂建設事務所	◎	○		○
		長野建設事務所	◎	◎	◎	◎
	北信	北信建設事務所	○	○		○

凡例 ◎：10広域未満 ○：10広域 △：4広域

4 業種別入札参加資格者数

業種	企業数
測量	203
建設コンサルタント	102
補償コンサルタント	80
地質調査	37

5 関係業界団体より出された 価格以外の評価項目の検討要望 (地域を支える調査設計業検討会議)



総合評価落札方式における長野県優良技術者表彰若手部門の 加点について

1 表彰制度の概要

「長野県優良技術者表彰」は平成 16 年度に創設され、県の発注した建設工事及び建設工事にかかる委託業務において、その成績や取組が特に優れている技術者を表彰することにより、公共工事の品質向上と担い手の確保・育成を図ることを目的としています。

若手技術者の意欲を高め、将来にわたる担い手の確保・育成につなげるため、本年度から、40 歳未満の技術者を対象とした「若手部門」を新設し、27 名を表彰しました。

2 総合評価落札方式における加点評価

受賞した技術者及び所属企業に対しては、総合評価落札方式の価格以外の評価項目として加点しています。

「若手部門」についても平成 30 年 4 月 1 日公告案件から加点対象とします。

部門	技術者への加点	企業への加点
一般部門	受賞後 <u>5 年間</u> (1.0 点)	受賞後 3 年間 (0.25 点)
⑨ 若手部門	受賞後 <u>3 年間</u> (1.0 点)	受賞後 3 年間 (0.25 点)

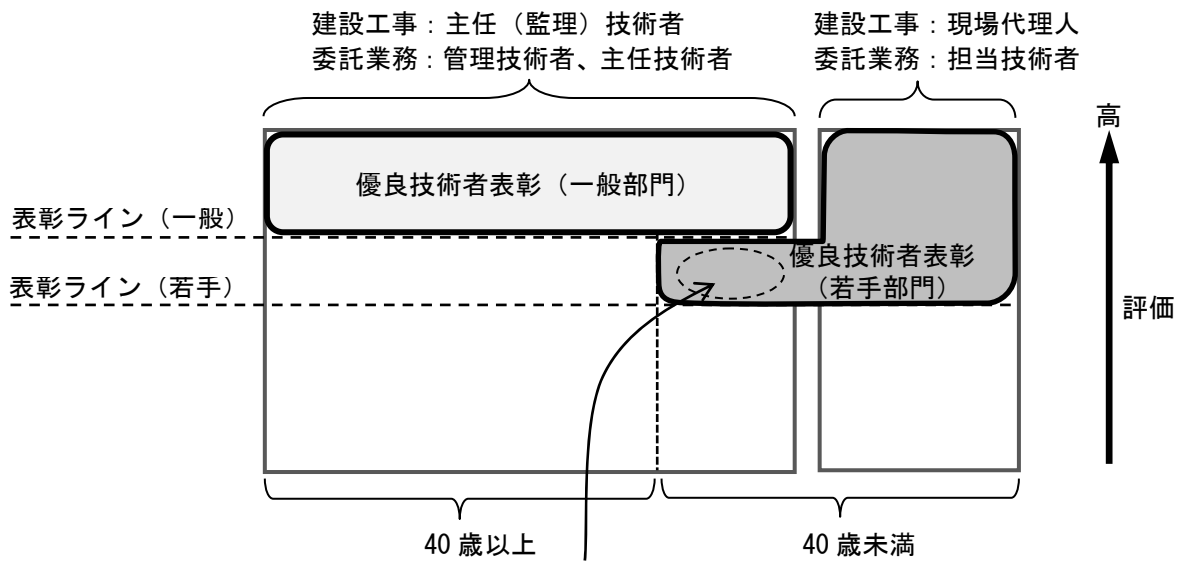
(参考資料)

過去の申請者と受賞者

(単位：件(人))

	申請者			受賞者		
	建設工事	委託業務	計	建設工事	委託業務	計
H16	358	23	381	108	4	112
H17	216	26	242	52	9	61
H18	245	28	273	54	10	64
H19	240	75	315	53	10	63
H20	383	106	489	52	11	63
H21	387	108	495	42	12	54
H22	270	108	378	45	16	61
H23	339	114	453	43	17	60
H24	311	123	434	41	12	53
H25	299	119	418	44	12	56
H26	293	143	436	46	13	59
H27	344	102	446	53	12	65
H28	371	134	505	60	11	71
H29	319	185	504	71	22	93
一般	300	117	417	55	11	66
若手	19	68	87	16	11	27

表彰のイメージ



40歳未満の主任（監理）技術者、主任・管理技術者は、一般部門の表彰ラインに達せず、若手部門の表彰ラインには達する場合、若手部門の表彰対象となる。

②疑義申立て制度の見直しについて

1 現状と課題

- 平成 29 年 4 月から、入札の透明化及び契約の適正化を図るため、疑義申立て制度を創設。
- 11 月末までに、118 件の公告案件へ疑義申立てがあり、その結果、45 件で予定価格に相違が判明するなどし、入札手続きを中止した。
- 一方、応札者からは、「予定価格だけでは具体的な疑義を挙げられない」、「落札決定までに時間がかかる」などの意見が寄せられている。

2 取組内容

- 建設工事において、開札後、予定価格と合わせ、工種別の金額を示した「開札後公表設計書」を公表する。
- 疑義申立て期間を 3 日間から 2 日間とする。

開札後公表設計書の例

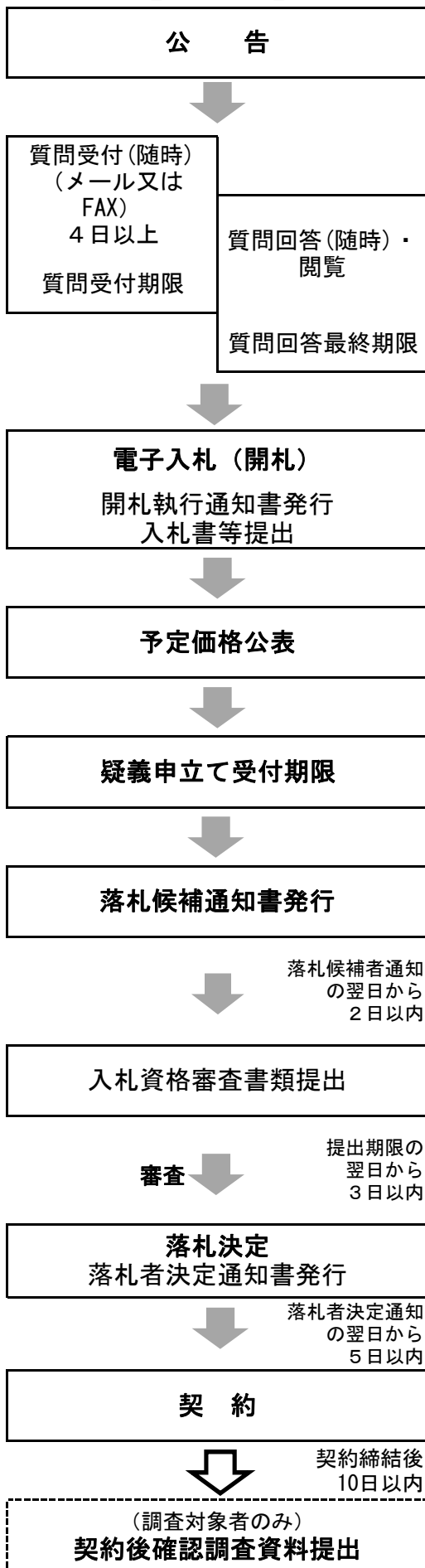
費目・工種・種別・細別・施工名称など	数量	単位	金額	備考
本工事費				
道路改良			〇〇〇,〇〇〇	
道路土工			〇〇〇,〇〇〇	
法面工			〇〇〇,〇〇〇	
擁壁工			〇〇〇,〇〇〇	
舗装			〇〇〇,〇〇〇	
舗装工			〇〇〇,〇〇〇	
区画線工			〇〇〇,〇〇〇	
直接工事費			〇, 〇〇〇,〇〇〇	
共通仮設費計			〇〇〇,〇〇〇	
純工事費			〇〇〇,〇〇〇	
現場管理費			〇〇〇,〇〇〇	
工事原価			〇〇〇,〇〇〇	
一般管理費等			〇〇〇,〇〇〇	
工事価格計			〇, 〇〇〇,〇〇〇	

3 適用時期

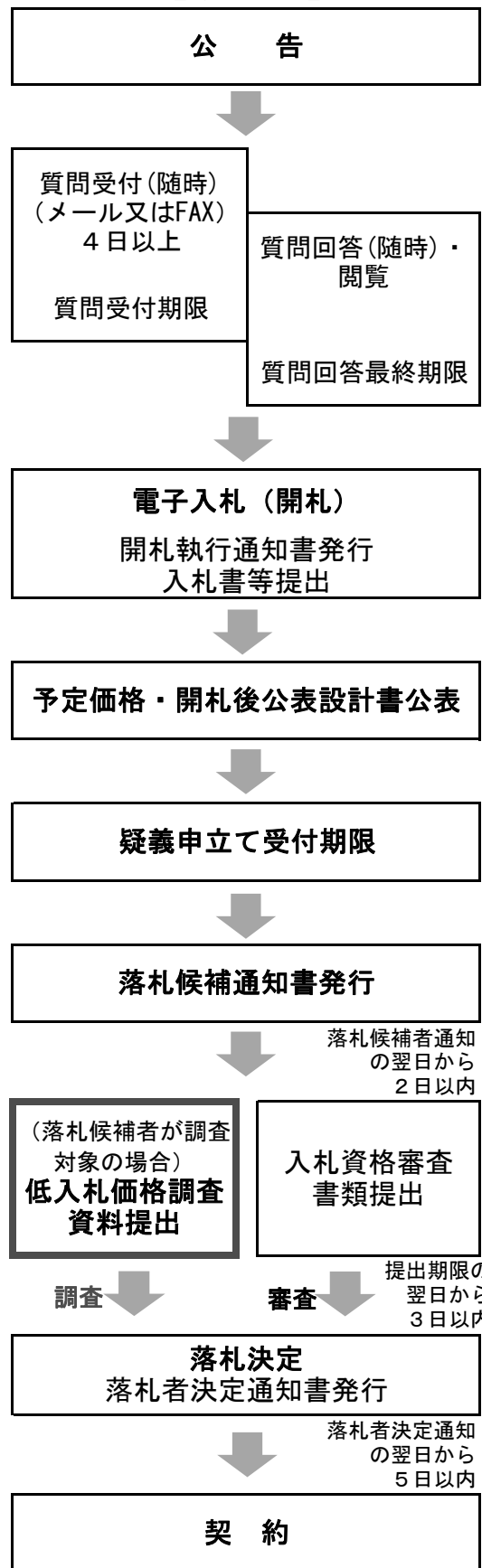
平成 30 年 4 月の公告案件から実施。

受注希望型競争（建設工事）入札事務手続き

【現 行】



【改 正】



平成 30 年 3 月 長野県

建設工事等の標準請負契約約款の改正について (社会保険への加入の促進)

1 目的

長野県では、建設工事等入札参加資格者に社会保険^{※1}の加入を義務付けており、未加入の下請企業についても元請企業から加入指導するよう求めている。現在の加入率は 95%となっている。

平成 29 年 7 月、中央建設業審議会^{※2}は、公共工事標準請負契約約款において、受注者は社会保険未加入建設業者を下請負人等としてはならない旨の条項を新設するとともに、全国の都道府県に対しても改正を勧告した。

これを受けて、下請企業における社会保険加入を更に促進するため、長野県建設工事等標準請負契約約款の改正を行い、建設工事現場の労働環境の改善、建設産業の中・長期的な担い手の確保・育成を図りたい。

2 取組内容

(1) 建設工事標準請負契約約款を改正し、次の条項を新たに規定する。

- ① 請負代金内訳書^{※3}へ社会保険に係る法定福利費を明示すること。
- ② 社会保険の未加入建設業者は 1 次下請負者とししないこと。

(2) 森林整備業務においても同様な取組を行う。

- ・ 1 次下請負者に社会保険の未加入が確認された場合、特別な事情の有無を考慮しつつ、未加入が改善されない場合は元請企業に対し入札参加停止措置や工事成績評定の減点等を行う。
- ・ 様々な機会を捉え、受注者・発注者双方へ周知を図る。

3 適用日等

平成 30 年 10 月 1 日付で契約約款を改正し、以降に契約する工事に適用する。

※1 社会保険：健康保険、厚生年金保険、雇用保険

※2 中央建設業審議会：「建設業法」等に基づき、国交省に設置された諮問機関。建設工事の入札契約の適正化や標準請負契約約款等の審議を行う。自治体や企業の代表者よりなる。

※3 請負代金内訳書：契約約款第 3 条に規定される図書。受注者が契約締結後 5 日以内に設計図書に基づき発注者に提出する。

法定福利費の確保に向けた長野県発注工事における対応について

長野県建設部

長野県では、技能労働者が社会保険に適正に加入できるよう、国土交通省が講じた積算基準の改定に基づき、県発注工事の予定価格に法定福利費相当額を適切に反映させています。

国土交通省公表資料 抜粋

○ 現場管理費率式の見直し

平成24年4月から、本来事業者が負担すべき法定福利費(事業主負担分)の額が、予定価格に適切に反映できるように現場管理費率式の見直しが実施されました。

国土交通省 土木工事標準積算基準書	現場管理費に占める 法定福利費の割合		予定価格 への影響
	見直し前	見直し後	
21工事区分平均	18.75%	22.07%	0.80%

○ 公共工事設計労務単価への反映

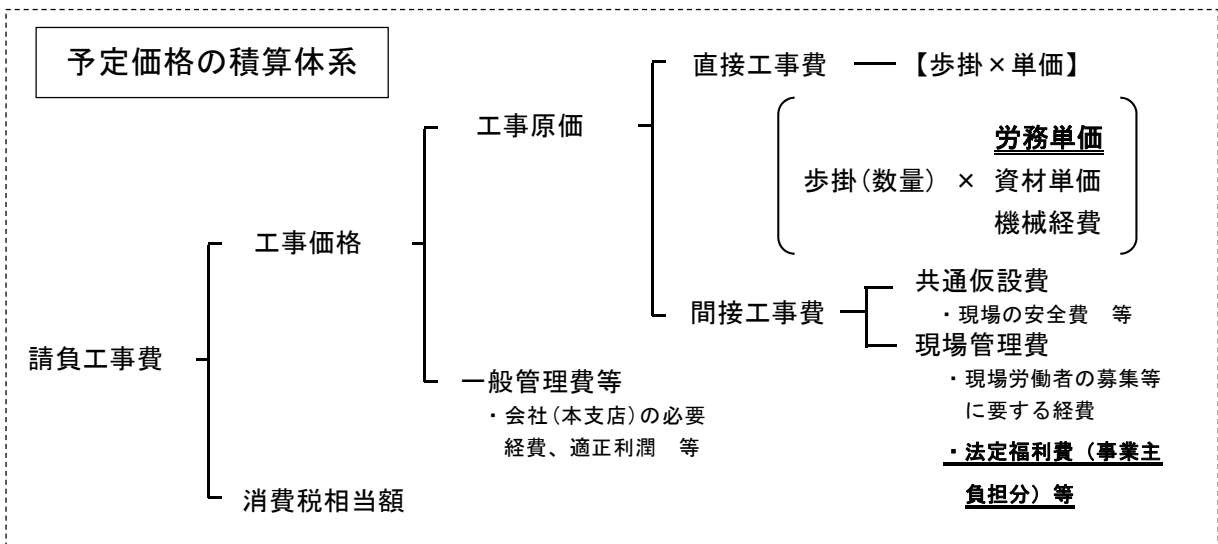
平成25年3月に改定して反映。全国（全職種単純平均値）；前年度比+15.1%

- ①技能労働者の減少に伴う労働市場の実勢価格を適切に反映
- ②社会保険への加入徹底の観点から、個人分の必要な法定福利費相当額を反映

※ 近年の公共工事設計労務単価の伸び率（注：伸び率は単純平均値）

H25 H26 H27 H28 H29 H30
全 国 +15.1% → +7.1% → +4.2% → +4.9% → +3.4% → +2.8%

平成24年度比；+43.3%



平成 28 年 6 月 1 日から建設業許可業種に解体工事業が新設されました

建設業法の改正により、平成 28 年 6 月 1 日から建設業の許可業種に解体工事業が新設されました。これにより、原則として、平成 28 年 6 月 1 日以降に 1 件 500 万円以上の解体工事を施工する場合は、解体工事業の許可が必要となっています。

平成 31 年 5 月 31 日までは経過措置が設けられています

平成 28 年 6 月 1 日時点でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、同日から 3 年間（平成 31 年 5 月 31 日まで）は、解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能です。

公共工事の入札に参加する場合は、早めに解体工事業の許可を取得してください

平成 31 年 5 月以降に長野県が発注する解体工事の入札には、「解体工事業」の入札参加資格が必要となりますので、入札参加資格審査の受付開始（平成 31 年 1 月予定）までに、解体工事業の許可を取得したうえで、「経営事項審査の申請（又は業種追加に伴う再審査）」を済ませてください。

※取り扱いは、各発注機関によって異なりますので、長野県以外が発注する工事については、それぞれの発注機関にお問い合わせください。

《長野県入札参加資格の場合》

